

令和3年度第5回香川地方最低賃金審議会議事録

令和3年8月23日(月)

香川労働局第1会議室

出席者 公益側 東、籠池、柴田
労働者側 大島、立石、土田、中村、藤田
使用者側 窪田、友國、濱田、渡部

議題 (1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出
について
(2) その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第5回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

今回初めて、オンラインでの開催とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、準備の段階を含めましてご協力をいただき、感謝申し上げます。

本日は、春日川委員、高塚委員、綾田委員が欠席されておりますが、12名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料No.1(P1) 香川県最低賃金の改正決定について(答申)(写)

資料No.2(P5) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書(写)

資料No.3(P9) 異議申出書(写)

でございます。不足等はありませんか。

(各委員より「はい。」の声あり)

○賃金室長

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

議題（１）の「香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」です。

事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

皆様ご承知のとおり、香川県最低賃金につきましては、本年６月３０日に香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して、改正決定についての諮問を行い、その後３回の本審及び４回の専門部会での審議を経て、本年８月５日の第４回本審におきまして結審し、労働局長あて答申をいただいたところです。

この答申内容に対しまして、最低賃金法第１１条第２項及び第１２条に基づく異議の申出がありましたので、この申出について香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して意見を求めることとなりました。

異議申出の内容につきましては、お手元の資料No.２と資料No.３のそれぞれの申出書（写）のとおりでございます。

この異議申出についてご審議いただくため、香川労働局長より諮問を行わせていただきたいと思います。

それでは、労働局長から会長へ諮問文をお渡しします。

（労働局長から、諮問文を会長へ手交）

○柴田会長

それでは、事務局から諮問文の写しを配付して読み上げてくださ

い。

(事務局より各委員へ諮問文(写)を配付)

○賃金室長補佐

それでは、諮問文を読み上げます。

本文中の別添につきましても、資料No.2及び資料No.3のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

香労発基 0823 第1号

令和3年8月23日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 松瀬貴裕

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、香川県労働組合総連合及び香川連帯ユニオンから、別添のとおり最低賃金法第11条第2項及び第12条に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○柴田会長

ありがとうございました。

それでは香川労働局長からの諮問を受けることにいたします。

○賃金室長

マスコミの方におかれましては、ここでカメラ撮影を終了し、退室のほどお願いします。

○柴田会長

それでは、ただ今から審議に入りますが、初めに、事務局より、異議申出の内容について説明をお願いします。

○賃金室長

異議申出の概要について説明します。

香川県労働組合総連合の異議申出内容といたしましては、初回の専門部会の傍聴を認めたこと及び時間単独方式になった2002年度以降で最高の引上げ額（+28円）とする答申であったことについては、関係者の尽力に敬意を表するが、異議を申し立てる期限においても、専門部会での詳細議論内容や議事録は公表されておらず、専門部会の議論内容に異議を申し出る条件が整備されているとは言えない。

最低賃金の答申額は、最高額地域との格差が温存されたままであり、ワーキングプアの解消や同一労働同一賃金の考えが考慮されたとは思えない答申内容である。

理由といたしましては、

1. 「最低賃金額は日本国憲法の生存権を見据えた水準に」

香川県最低賃金の115%以内の賃金で働く県内労働者の割合は2018年の6%から年々増え続け、多くが非正規雇用の女性労働者である。これら労働者の生活の安定こそが、労働者人口定住人口の歯止めになるとともに、地域の活性化につながると考えている。

令和2年3月に香川県が発表した「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」では、県内の母子世帯数が増加し続けており、平成30年8月アンケートでは、世帯主（母親）の38.3%が臨時雇用・派遣社員で、世帯収入150万円未満が32.3%を占めている。また、「生活が苦しい・やや苦しい」と答えた方は69.2%に上っている。

こうした事態に陥った原因は、これまでの答申額が、目安額や生活保護費との比較方法に縛られているからであり、最低賃金額近傍の収入で働く労働者の生活実態を調べ、本来、比較すべき労働者の標準的な生計費と最低賃金額の妥当性について議論してこなかったためではないか。

2. 「政労使合意目標「2020年までに平均1,000円」を取り戻す改正を」

2010年の雇用戦略対話において、「2020年までにできるだけ早期に最低800円、平均1,000円」を政労使で合意した。最低800円は達成したが、今年の平均引上げ答申額28円のペースでは1,000円到達にあと2年以上必要である。すでに目標より遅れている状況を取り戻す改正額を目指すべきである。

諸外国では、フランスは経済再生を目指した購買力上昇率を目安にしており、ドイツは目標とする最低賃金額と達成時期を示し、中小企業に配慮した段階的な改定額を示している。

いま行うべきことは、最低賃金引上げ労働者の可処分所得を増やし、内需拡大を目指すことではないか。

3. 「早期に全国一律最低賃金制度の確立を」

地域間格差は、賃金の低い地方から高い地方へ労働者・労働力の流出を促し、さらにこれが若年層、子育て世代に集中している。これにより高齢化・過疎化が拡大し、地方・地域の活力を著しく疲弊させている。

「人口減少」は県内各自治体での大きな課題であり、一刻も早く防がなくてはならない。地域間格差の是正を目指して、7地域が目安額を上回る改定額を答申したことでも明らかであり、香川地方最低賃金審議会でも共有しなければならない。

全労連が全国同一方式（マーケットバスケット方式）で取り組んだ「最低生計費試算調査」によると、香川県において25歳単身者が最低限の生活を維持するには「月額22万円が必要」であり、これを時間額に換算すると1,273円となり、今年の答申額848円との乖離は著しいと言わざるを得ない。

全国の調査で明らかかなように生計費に大きな違いがないのであれば地域間格差を正当化する根拠は見当たらないため、早期に「全国一律最賃制度」の導入が必要となる。

4. 中小企業支援策の拡充は待ったなし

最低賃金の引上げは企業にとってはコストアップとなるが、安定した生活が営める賃金が保障されるなら、労働者は職場に定着し、生産性も高まる。

コロナ禍の現状では、中小企業の経営困難性は十分理解できるため、最低賃金の引上げとあわせた中小企業支援策の早急な拡充が重要である。

既に、業務改善助成金等の取り組みが行われているが、欧米の支援策に比べると貧弱である。中小・零細企業にとってはハードルが高く、ほとんど利用されていない。

最低賃金の引上げに伴う人件費増額分を直接助成する施策を基本として、融資制度の改善、借金返済の猶予・凍結、税・社会保険料負担の軽減・免除策、また、公正取引の監視強化、「適正取引のあり方」を改善させることも重要である。

以上より、今年度の答申を認めることはできない。

最低生計費の視点や政労使合意「2020年までに平均1,000円」の目標年を過ぎている状況を取り戻すため、また、地域間格差を縮小する絶好の機会とも捉え、再審議して、最低でも時間額1,000円以上に上積み議論を行うよう求める。

とされています。

続いて、香川連帯ユニオンからの異議申出内容は、

(1) 最低賃金そのものが安すぎる。

理由といたしましては、今回審議されて出された848円という最低賃金で、香川県民は生活できるのか、具体的データに基づいた検証を行ったのか。具体的なデータに基づいた検証結果があれば、ウェブサイトなどで情報公開してほしい。「香川県最低賃金専門部会」がいかなる調査審議を重ね、「時間額848円」の額が妥当との結論に至ったのかを明らかにすべきである。

時間額が848円で一日8時間働いたとして、いくらの収入が入る

か。税金等を控除後の「手取り」はいくらになるのか。一か月あたりの家賃や水光熱費、食費などに使われる額はどれくらいになるのか。これら具体的な検証に基づき最低賃金は出されるべきである。

家賃、水光熱費、食費のほか、通勤手段としての自家用車にかかる経費や冠婚葬祭費など、香川で実際に生活するには多くの費用がかかり、子供や老人が家族にいればさらに出費は多くなるため、最低賃金 848 円ではまともに生きていけない。

憲法第 25 条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定されているが、憲法第 25 条の趣旨に則った金額を求める。

(2) 金は政府が持っている。経営者は働く者にそのしわ寄せをするのではなく、むしろ働く者の代表となって政府に不足分を求めよ。

理由といたしましては、この 1 年間の国家予算の無駄遣いには枚挙に暇がないことからみると、政府は税金として国民から徴収した金をふんだんに持っている。

民なくして国は立ち行かず、働く者がいなくては企業の経営そのものも成り立たない。

各企業においては、香川県最低賃金を引き上げることによって賃金上昇分の負担が発生するが、これを政府が支援すべきである。絶対に、自らの配下の働く者に対して、賃下げや解雇などによって経営難の責任を転嫁してはならない。

(3) 国民の最低賃金は人間が人間として生きていくことができないうくらい低賃金であっていいはずはない。

理由といたしましては、経営者はいかなる部署のいかなる働く者についても、一人一人を尊重し、人間として大切に扱うことが求められる。

それこそ、自ら経営する際においての、本当の力となるのであり、経営を経営たらしめる物質的根拠となる。

最低賃金が 848 円では低すぎる。最低賃金を人間が人間らしく生きていける水準まで引き上げて欲しい。

以上が概要でございます。

○柴田会長

ただ今、事務局から異議申出の内容について説明いただきましたが、申出者から意見陳述したいとの要望をいただいておりますので、本日、傍聴されておりますので、まず、このことについてお諮りしたいと思います。

申出者から、意見陳述をしていただいでよろしいでしょうか。

(各委員より「はい。」の声あり)

○柴田会長

それでは意見陳述を認めますので、陳述者は所属及び氏名を述べた後、10分以内で意見陳述をしていただくようお願いいたします。

○香川県労働組合総連合 藤澤事務局長

香川県労連の事務局長をしております藤澤と申します。

提出させていただいた異議申出書に基づいて話をさせていただきますが、既に賃金室長が的確な要約をされておりますので、付随した部分だけを話させていただきたいと思います。

今年は本審だけでなく、第1回専門部会も公開していただけるようになったことは、私どもにとって前進であり、非常に喜ばしく思っております。

また、近年では最高額の引上げになったことについても敬意を表したいと思っております。

しかし、最低賃金の答申額については、最高額地域との格差が温存されたままであり、ワーキングプアの解消や同一労働同一賃金の考えが考慮されたとは思えない答申内容であり、異議を申し出ざるを得ません。

「最低賃金額は日本国憲法の生存権を見据えた水準に」というところで書いていることは、「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」によると、母子家庭になった時の母親の年齢は年々高齢化しておりますが、世帯収入の3割が150万円未満であることは全然変わっておりません。

近年行われた最低賃金の改定が本当に実情に合っていたのか、ということ再度検証し直していただきたいと思います。

平成30年8月のアンケート結果ですが、3割以上のかたがたが最低賃金の115%以内の収入で生活されているという実態が本当に良いのか、ということも再度考えていただきたいと思います。

「政労使合意目標「2020年までに平均1,000円」を取り戻す改正を」のところです、もう既に1年以上経過しています。コロナの問題があったにしても、コロナが発生する前の年までに平均1,000円に達するのが目標ではなかったかということです。

それが未だ達成されていないというところを、もう一度考え直していただきたいと思います。

諸外国においてフランスでは経済再生を目指した購買力上昇率を目安にし、ドイツでは中小企業に配慮した段階的な改定額を示しています。

日本においても経済効果という部分を一つの根拠資料として導き出していきたいと考えております。各県においても、購買力の試算ができる資料はありますので、ぜひとも労働局には算出をお願いしたいと思います。

「早期に全国一律最低賃金制度の確立を」ですが、やはり必要だと私どもは思っております。

あまりにも地域間格差をつけている根拠が本当に正しいものなのか全く分からない状況です。

最低生計費資料が政府から示されておりますが、それは人事院が各地域の地域間格差を設けるために作った資料だと言わざるを得

ません。

県によっては2年前には全国第2位の最低生計費だったのが、昨年は全国の最下位近くに一挙に変わってしまうような最低生計費試算を行っており、それを賃金などは資料として使っております。それが本当に正しいのか考えていただきたいと思います。

全国で最低賃金の低い地域におられる方々は、最低賃金額の高い地域との差をできるだけ縮めるための努力をされており、7地域が目安額を上回る改定額を答申したことで明らかです。

中小企業の賃金支払能力も指標の一つとなっておりますが、それを示すデータがいつまでたっても示されない状況のなか、はたしてそれを指標の一つにする必要があるのかという疑問もあります。

早期に「全国一律最賃制度」を導入することが必要だと考えます。

「中小企業支援策の拡充は待ったなし」ですが、中小企業への支援策については審議会からも求められており、現在行われている支援策というのは雇用確保が中心課題となっていると思いますが、業務改善助成金などは賃金を上げる原資も必要でありますし、それ以外に業務を改善するための投資も必要であるということで、中小・零細企業にとっては到底受けがたい助成金システムになっているとしか思えません。

こういうところを改善することの是非を審議会の中からも意見を具体的に上げていただけたらありがたいと思います。

特に使用者側委員もおられて中小企業からも十分意見を聞いておられると思いますので、本当にどういう支援策が実態にあって良いものなのかという意見も付していただければありがたいと思います。

以上のようなことを含めて今年度の改定額の再審議を強く求めるものであります。

以上です。

○柴田会長

それでは、異議申出につきまして審議を行います。

異議申出書写しやただ今の陳述の内容に関しまして、労使各側の委員からご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、労働者側委員から申し上げます。

○立石委員

連合香川の立石でございます。労働者を代表する委員として、一言述べさせていただきます。

私たちは、審議にあたり最低賃金近傍で雇用されている労働者が、このコロナ禍による現下の厳しい情勢を何としても乗り越えていくため、さらに個人消費を喚起させ、地域経済の好循環を実現させるためにも、最低賃金の引き上げによる暮らしの底上げが求められていることを主張してきました。

この状況下、中央最低賃金審議会より 2021 年度地域別最低賃金の改定について、「全国一律 28 円」と地方最低賃金審議会へ目安額が示されました。

その後の審議の場において「時給 1,000 円以上の実現」や「地域間格差の是正」、「春季生活闘争による結果から賃上げの必要性」、「セーフティネットとしての実効性の高い水準」、「中小企業・小規模事業者への支援の強化」など意見を述べてきたところであります。

先にも申しあげましたように、「賃金は労働者にとって生活の糧」であり、最低賃金の引き上げは極めて重要であります。

そのことから、中央目安の提示額 28 円よりも高い水準で、また、県内の最低賃金近傍で働く者の生活状況などを「最低賃金法第 1 条の趣旨」に沿い、最後まで主張を唱えてきました。

結審では、使用者側委員の方々とは意見に隔たりがあり、本審で

は全会一致に至りませんでした。

このことは、私たちの要望が届かないものの、公労使が真剣に論議を尽くした結果として、真摯な気持ちで受け入れたいと思います。

最後に、コロナ禍においても最低賃金を引き上げていくことの必要性が受け入れられたものと受け止めています。

以上、異議審にあたり申し述べさせていただきました。

○柴田会長

続きまして、使用者側委員からお願いします。

○窪田委員

それではまず、私、香川県経営者協会の窪田から意見を述べさせていただきます。

異議の申出書にもありますとおり、事業を行うにあたりまして、従業員の協力無しでは経営は成り立ちませんので、使用者としても、なんとか利益を出して、雇用の維持や従業員への還元に努めようとしております。

そして、真摯に最低賃金に対する審議を尽くしてきたところです。

現在、経営を取り巻く環境を申し上げますと、令和2年に発生した新型コロナウイルスの影響は、1年半以上経過した今日でも続いております。感染拡大はさらに広がり、緊急事態宣言の追加の地域が増えるとともに、香川県においても、「まん延防止等重点措置」が適用され、収束の気配が全く見えない状況です。

人の移動や人数が制限されるとともに、事業者に対するさまざまな規制や要請がなされ、事業活動の縮小や停止をせざる得ない事業者も多く出ているところです。

そのような中でも、香川県内で多くを占める中小・零細事業者は、雇用調整助成金等の申請などをしながら、懸命に事業の継続と雇用の維持・確保に努めております。

企業としても、生産性の向上等に努め、業績や利益を上げる努力はしていますが、その成果が出ないまま、大幅な最低賃金の引上げを行えば、ただでさえ厳しい経営環境にある中小・零細事業者にとっては、多くの従業員の賃金アップにつながり、経営への影響は計り知れず、その結果として事業の存続や雇用維持が困難な状況に陥ることを懸念しています。

もちろん、コロナ禍にあっても業績が伸びている事業者もあり、そのような事業者が従業員の賃金を上げることは賛成であります。各事業を取り巻く環境は2極化の様相を示しており、コロナ禍が長期化するなかで、一層困窮している事業者もあります。

このような中での最低賃金の審議でしたが、最低賃金法では、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3つの要素を総合的に勘案して最低賃金を定めるとされており、コロナ禍の影響が深刻な業種の「賃金支払能力」に焦点をあてる必要があると考えています。

あらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引き上げるとは、一連の政策効果を打ち消し、中小企業・小規模事業者を更なる窮状に追い込むことが強く懸念されることを主張しながら最低賃金の審議に臨みましたが、労働者側の主張や公益委員の話にも真摯に対応し、最初から有額の金額提示をしながら、歩み寄りを行ってまいりました。

しかしながら、結果的には、最終の公益提示額には反対しながらも、過去最大のプラス28円で結審され、使用者側としては、その金額の重みを感じているところです。

今般結審しました最低賃金に対して、今後、法令遵守にしっかり努めていくとともに、雇用も守っていきたいと考えておりますが、国や自治体からの引き続きの、特に中小・零細企業への支援をお願いしたいと考え、労働者側委員にもご理解を得たうえで、今回の答申文の最後に、「さらに、当審議会として、新型コロナウイルス感染

症の影響を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業所の事業存続と雇用の維持・確保、生産性の向上のため、業務改善助成金、雇用調整助成金等の施策のさらなる拡充と速やかな給付に努められるよう、また、取引条件の改善等が図られるよう、積極的に取り組むことを強く要望する。」という記載をしていただきました。

私からは以上であります。

○柴田会長

ほかに意見等はありませんか。

さきほど、香川県労働組合総連合藤澤事務局長から陳述いただきましたが、異議の内容といたしましては、

香川県労働組合総連合からは、

- 1 時間額が単独方式になった2002年度以降で最高の引上げ額(+28円)とする答申であったことについては、関係者の尽力に敬意を表するが、異議を申し立てる期限においても、専門部会での詳細議論内容や議事録は公表されておらず、専門部会の議論内容に異議を申し出る条件が整備されているとは言えない。
- 2 最低賃金の答申額は、最高額地域との格差が温存されたままであり、ワーキングプアの解消や同一労働同一賃金の考えが考慮されたとは思えない答申内容であり、異議を申し出ざるを得ない。
- 3 最低生計費の視点と、香川県内の母子家庭の収入実態を考慮すれば、香川県の最低賃金は、最低でも1,000円以上が必要だと考える。また、政労使合意「2020年までに平均1,000円」の目標年を過ぎている状況を取り戻すためにも、地域間格差を縮小する絶好の機会とも捉え、再審議してほしい。

香川連帯ユニオンからは

- 1 最低賃金そのものが安すぎる。
- 2 金は政府が持っている。経営者は働く者にそのしわ寄せをするのではなく、むしろ働く者の代表となって政府に不足分を求めよ。

3 国民の最低賃金は人間が人間として生きていくことができな
いくらい低賃金であっていいはずはない。

4 異議を申し出るので十分な検討をお願いしたい。

ということでした。

このことについて中小企業の苦しい実情も理解しつつ、労働者の
立場から、その現状やあるべき姿についての考えを意見表明いた
だき、異議内容、理由を十分にお伺いしました。

また、労働者側、使用者側からもご意見を拝聴させていただき
ました。

当審議会におきましては、申出者のおっしゃる陳述については、
労働者側の委員から強く主張されておりまして、また、使用者側の
委員からは現在の経済状況、特に中小企業の置かれている環境等が
述べられまして、双方が譲歩の精神で何とか妥協点を探ったところ
ですが、残念ながら意見の一致をみず、採決の上でプラス 28 円と
いうことで、答申いたしました。

申出者のご意見に理解できる部分もございますが、なおここで 8
月 5 日の答申内容を改めて変更させ得るものではないと考えます。

したがいまして、「令和 3 年 8 月 5 日付け答申どおり決定するこ
とが適当である。」という結論にしたいと思いたしますが、各側の委員、
この結論でご異議ございませんか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

同意をいただきましたので、この旨、答申したいと思いたします。

答申文につきましては、会長一任とさせていただきたいと思いた
しますが、ご異議ございませんか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

それでは、答申文を作成しますので、5 分程度休憩とします。

再開は 10 時 45 分からとします。

(答申文(案)作成のため5分程度休憩)

○柴田会長

再開いたします。

それでは、事務局は答申文(案)を配ってください。

(事務局より各委員へ答申文(案)を配付)

(メールするとともに、zoomの画面上に表示)

○柴田会長

事務局は答申文(案)を読み上げてください。

○賃金室長補佐

答申文(案)を読み上げます。

(案)

令和3年8月23日

香川労働局長 松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和3年8月23日貴職から、8月5日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合及び香川連帯ユニオンからの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

○柴田会長

ただ今の答申文(案)でよろしいですか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

それでは、(案)をとって、答申いたします。

(会長から労働局長へ答申文手交)

○松瀬労働局長

香川労働局長の松瀬でございます。

私から一言、お礼の挨拶をさせていただきます。

本日、諮問させていただきました「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」につきましては、早速ご審議の上、只今答申をいただきありがとうございます。

香川県最低賃金につきましては、6月30日の改正決定の諮問以降、本審を4回、専門部会を4回にわたり開催して熱心にご議論をいただきまして結論が取りまとめられ、本日、異議の申出につきましても答申をいただきましたので、その内容に沿いまして、令和3年度の香川県最低賃金を決定させていただきます。

香川労働局といたしましては、これから、改正決定の公示を行い、10月1日発効に向けて事務手続きを進めさせていただきます。

また、改正されました最低賃金額につきましては、その周知とともに、履行確保に努めて参ります。さらに、業務改善助成金等の中小企業・小規模事業者への支援策の活用促進にも努めてまいります。

委員の皆様には、今後とも、賃金行政に対する特段のご支援をお願い申し上げますとともに、今後予定されております特定最低賃金の金額審議につきましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○柴田会長

ありがとうございました。それでは、本日の答申後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

本日の答申をもとに、香川労働局長が香川県最低賃金を決定の上、公示手続きを行い、9月1日の官報公示を経て、10月1日法定発効という流れとなります。

また、本日答申をいただきましたので、予備日として設けさせていただきました8月24日（火）午前10時からの本審はありませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○柴田会長

今後、行政においては、最低賃金の広報及び履行確保に努めていただくとともに、中小企業・小規模事業者への支援等に取り組んでいただきますよう、よろしく願いします。

また、労使におかれましては、各々の団体を通じ、最低賃金の周知を図っていただきますようお願いいたします。

その他、事務局から何かございますか。

○賃金室長

はい、前回の本審でも説明しましたが、「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」をはじめとする4業種の特定最低賃金の改正決定について調査審議を行うにあたり、関係労働者及び関係使用者の意見を記載した文書を提出する場合には、令和3年8月31日（火）までに賃金室まで提出されるようお願いいたします。

また、本日付けで任命いたしました特定最賃4業種の各専門部会の委員につきましては、本日以降に専門部会の日程を調整させていただきますので、短期間での調整となりますが、特定最賃の関係者におかれましてはご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○柴田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

他にご発言等ございませんか。なければ、以上を持ちまして、第5回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

――了――